

【小野町】特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

| 評価書番号 | 課 | 保護評価書名 | 対象箇所 | 修正前 | 修正後（新番号法） | 備考 |
|-------|-------|--------|---|--|--|--|
| 8 | 町民生活課 | 後期高齢 | - | | | |
| | | | 1-1. ② 事務の概要 | 高齢者の医療の確保に関する法律、その他の後期高齢者医療に関する法律及び条例に基づき、後期高齢者医療保険料の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 ①後期高齢者医療被保険者資格の管理 ②納入通知書による後期高齢者医療保険料額の通知 ③後期高齢者医療保険料の納入状況の管理 ④後期高齢者医療保険に係わる証明書の発行 ⑤後期高齢者医療広域連合への情報提供 また、公金口座情報を活用した還付を行う。 | 高齢者の医療の確保に関する法律、その他の後期高齢者医療に関する法律及び条例に基づき、後期高齢者医療保険料の賦課徴収とそれに関する調査を行っている。 1 後期高齢者医療被保険者資格の管理 2 納入通知書による後期高齢者医療保険料額の通知 3 後期高齢者医療保険料の納入状況の管理 4 後期高齢者医療保険に係わる証明書の発行 5 後期高齢者医療広域連合への情報提供 また、公金口座情報を活用した還付を行う。 | |
| | | | 1-1. ③ システムの名称 | 1. 後期高齢者医療システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー | 1 後期高齢者医療システム 2 収納消込システム 3 特別徴収管理システム 4 団体内統合宛名システム 5 中間サーバー 6 福島県後期高齢者医療広域連合標準システム | |
| | | | 1-3 法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） 番号法第9条第1項 別表の85の項 | |
| | | | 1-4. ② 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第19条第8号及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠） 83の項 （別表第二における情報照会の根拠） 82、121の項 | 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 115の項 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 117、160の項 | |
| | | | 1-5. ② 所属長の役職名 | 課長 | 町民生活課長 | |
| | | | 1-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 小野町役場 総務課 郵便番号963-3492 住所：福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92番地 電話：0247-72-2111 ファクス：0247-72-3121 E-mail：soumuka@town.ono.fukushima.jp | 小野町役場 デジタル推進室 郵便番号963-3492 住所：福島県田村郡小野町大字小野新町字館廻92番地 電話：0247-72-2111 ファクス：0247-72-3121 E-mail：soumuka@town.ono.fukushima.jp | |
| | | | II しきい値判断項目 1.対象人数及び 2.取扱者数 | 令和5年10月31日時点 | 令和8年2月27日時点 | |
| | | | IV-8 人手を介在させる作業 （人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か） | | 十分である | プルダウンから選択してください。 |
| | | | IV-8 人手を介在させる作業 （判断の根拠） | | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 | 「自由記述欄記載例」シートの記載例を参考に記載いただきますようお願いいたします。 |
| | | | IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 | | 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 | プルダウンから選択してください。 |
| | | | IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 （判断の根拠） | | 後期高齢者医療保険制度に係るシステムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | 「自由記述欄記載例」シートの記載例を参考に記載いただきますようお願いいたします。 |